

附 属 資 料

目 次

1 職員給与実態調査関係

令和8年職員給与実態調査の概要	1
第1表 任命権者別、給料表別職員数	2
第2表 給料表別給与額等	4
第3表 給料表別、級別、号給別職員数	6
第4表 給料表別、級別、年齢別職員数	18
第5表 給料表別、級別、学歴別職員数	22
第6表 給料表別、級別平均給料額等	24
第7表 行政職給料表の経験年数階層別、給与決定上の学歴別人員及び平均給料額	26
第8表 扶養手当の支給状況	27
第9表 給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況	27
第10表 職員の住居施設の利用状況	28
第11表 職員の通勤の状況	30
第12表 単身赴任手当の支給状況	34
第13表 定年前再任用短時間勤務職員等の給料表別、級別人員数	35
第14表 任期付職員の給料表別、級別人員数	36

2 職種別民間給与実態調査関係

令和8年職種別民間給与実態調査の概要	37
第15表 産業別、企業規模別調査事業所数	38
第16表 職種別にみた民間給与額等	39
第17表 公民給与の比較における対応関係	45
第18表 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況	46
第19表 民間における初任給の改定状況	46
第20表 民間における住居手当の支給状況	47
第21表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況	47
第22表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	48

3 生計費及び労働経済指標関係

令和8年4月の標準生計費算定方法の概要	49
第23表 盛岡市における費目別、世帯人員別標準生計費	50
参考1 盛岡市における1人世帯の標準生計費の全国との比較	50
参考2 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	51
第24表 労働経済指標	52

1 職員給与実態調査関係

令和８年職員給与実態調査の概要

令和８年の職員の給与実態調査を次により実施した。

１ 調査の目的

職員の給与の実態を正確に把握し、給与制度運用の基礎資料を得ることを目的とした。

２ 調査の時期

令和８年４月１日

３ 調査の方法

「給与支給事務処理要領」（平成28年３月15日付け総事第296号）に基づき、総務事務センターで管理している給与関係データをもとに集計した。

４ 調査の範囲

調査の時期に在職している職員

５ 調査の項目

ア 基準学歴

イ 経験年数

ウ 年 齢

エ 適用給料表、級、号給

オ 扶養手当

カ 住居手当

キ 通勤手当

ク 単身赴任手当

ケ その他

６ 調査結果

調査結果は、第１表から第14表に示すとおりである。

第1表

任 命 権 者 別 、

給料表 任命権者		計	行 政 職	公 安 職	教育職 (1)
計		人 15,447	人 4,476	人 2,035	人 2,910
知	事	3,798	3,416		14
議	会 議 長	32	32		
選	挙 管 理 委 員 会	6	6		
代	表 監 査 委 員	13	13		
教 育 委 員 会	本 庁 等	323	173		73
	県 立 高 等 学 校 等	3,076	236		2,822
	市 町 村 立 小 中 学 校	5,860	308		
人 事 委 員 会		16	16		
警 察 本 部 長		2,319	272	2,035	1
海 区 漁 業 調 整 委 員 会		4	4		

(注) 1 県立高等学校等には、特別支援学校を含む。

2 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。

3 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例給料月額が決定される職員は、含めていない。

給 料 表 別 職 員 数

教育職（２）	研 究 職	医療職（１）	医療職（２）	医療職（３）
人 5,634	人 171	人 23	人 102	人 96
	151	23	100	94
66	11			
18				
5,550			2	
	9			2

い。

附則第39項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第41項により

第2表

給 料 表 別

給料表 区 分		計	行 政 職	公 安 職	教 育 職 (1)
職員数 (人)		15,447	4,476	2,035	2,910
扶養親族数 (人)		9,205	2,257	1,851	1,938
職員一人当たり平均	給料月額 (円)	5,716,216,800	1,534,330,100	717,842,800	1,155,765,400
	給料の調整額 (円)	18,970,400	727,900	84,300	10,013,500
	教職調整額等 (円)	143,374,425			51,893,140
	給料の特別調整額 (円)	93,840,200	33,678,700	6,239,900	11,669,700
	扶養手当 (円)	134,486,500	32,853,000	26,127,500	28,401,000
	地域手当 (円)	4,901,677	2,486,384	418,365	
	諸手当 (円)	253,037,890	64,043,240	30,872,097	45,051,731
	給与総額 (円)	6,364,827,892	1,668,119,324	781,584,962	1,302,794,471
	給料月額 (円)	370,053	342,790	352,748	397,170
	給料の調整額 (円)	1,228	162	41	3,441
	教職調整額等 (円)	9,281			17,832
	給料の特別調整額 (円)	6,074	7,524	3,066	4,010
	扶養手当 (円)	8,706	7,339	12,839	9,759
扶養親族数 (人)	地域手当 (円)	317	555	205	
	諸手当 (円)	16,378	14,308	15,171	15,482
	給与月額 (円)	412,037	372,678	384,070	447,694
	子	0.58	0.48	0.91	0.65
	(特定期間にある子)	0.21	0.18	0.21	0.24
	子以外	0.02	0.02	0.00	0.02
	計	0.60	0.50	0.91	0.67
	年齢 (歳)	42.2	40.6	37.5	45.2
	経験年数 (年)	20.4	19.6	16.9	22.6
	修学年数 (年)	15.2	14.3	14.0	15.8

- (注) 1 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。
2 給料の特別調整額には、市町村立学校職員の給与等に関する条例に定められている管理職手当を含む。
3 「諸手当」とは、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特勤勤務手当等、へき地手当等
4 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立

給 与 額 等

教 育 職 (2)	研 究 職	医 療 職 (1)	医 療 職 (2)	医 療 職 (3)
5,634	171	23	102	96
2,948	110	13	48	40
2,163,777,300	64,351,800	11,544,900	35,857,300	32,747,200
7,892,400		162,800	21,200	68,300
91,481,285				
39,828,200	1,318,800	595,600	509,300	
43,968,500	1,659,500	177,500	712,500	587,000
		1,996,928		
101,085,895	2,528,160	5,364,166	2,910,435	1,182,166
2,448,033,580	69,858,260	19,841,894	40,010,735	34,584,666
384,057	376,326	501,952	351,542	341,116
1,400		7,078	207	711
16,237				
7,069	7,712	25,895	4,993	
7,804	9,704	7,717	6,985	6,114
		86,822		
17,942	14,785	233,225	28,534	12,314
434,509	408,527	862,689	392,261	360,255
0.51	0.61	0.52	0.46	0.40
0.22	0.31	0.13	0.19	0.17
0.02	0.03	0.04	0.01	0.02
0.53	0.64	0.56	0.47	0.42
43.6	42.7	44.2	41.7	38.7
21.1	20.0	19.8	18.5	16.1
15.9	16.0	18.0	15.8	15.6

及び寒冷地手当である。

学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

第3表

給料表別、級別、

給料表	号給 職務 の級	計																										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
行政職	1	814								25				26		1	24	3	2	26	1	8	22	3	11	16	11	
	2	777					1		1		3	4	5	33	6	51	5	56	13	50	10	47	8	50	9	50	11	
	3	585	1									7	2	14	2	27	3	33	5	32	4	24	3	22	3	25	6	
	4	762														1		1	1	3		5	1	15	4	12	4	
	5	998																										
	6	244						1						1														
	7	195	1				1							1	20	67	18	12	11	4	3	9	6	8	9	4	1	
	8	74		15	9	11	28	10	1																			
	9	24				4	11	6	3																			
	10	3				2			1																			
公安職	1	322							27			1	28			26	9		26	10	7	4	13	4	36	1	24	1
	2	326																				6	2	2	1	31	2	
	3	392														2		1		4		3		4		2		
	4	535																		1		2		1		1		
	5	346																										
	6	50																										
	7	40				1																						
	8	14																										
	9	10					9	1																				
教育職	1	149												3								1			1	1		
	2	2,439					23		3	19	6		26	2	2	22	1	14	16	3	13	12	3	21	9	9	3	
	特2	72																										
	3	164																										
	(1) 4	86						2	1		2	1	2	9	6	12	9	9	10	5	5	2	11					
教育職	1																											
	2	4,644						1				1						136	1	6	3	124	7	3	116	7	29	
	特2	136																										
	3	467																										
	(2) 4	387				6	11	26	67	37	42	30	21	16	26	15	12	22	7	16	11	8	14					
研究職	1	14																										
	2	41																1	2			5			1	3		
	3	94						1			5	3			1		1	2	1	1	3			1	1			
	4	18																										
	5	4					1	1	1	1																		

- (注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示している。
 2 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。
 3 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立学校職員の

号 給 別 職 員 数

27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
26	1	83	2	22	11	81	6	31	61	19	13	60	9	54	34	34	32	23	9	12	2	6	1		2	1				
46	13	43	10	41	8	23	5	19	6	23	4	11	8	17	2	11	5	6	5	9	1	3	2	3	3	4	1	2	2	3
38	9	29	5	27	3	25	9	30	4	24	7	23	8	11	2	11	2	8	5	6	2	3	1	4	4	8	1	3	1	3
17	7	15	2	19	3	16	2	10	1	17	9	18	6	21	14	23	7	20	6	17	14	22	7	18	11	19	8	25	14	21
												1			1	3		1	1	3	4	5		7	1	9	2	16	1	18
								1	1		7	17	16	14	20	44	25	24	22	9	12	8	7	3	1	1	2	1	1	
4		4	4	2	3		1						1					1												
26	3	16	27	2	2	7	3	1	3	5		2	1	1					1		1	1				1				
7		38	1	6	2	34	1	8		27	2	11	2	31	3	6	5	24	3	6	4	9		5	1	19	3	5	1	7
12	1	1		8		4		12	1	9	1	7	2	10		12	2	6	1	16	1	16	3	13		15	2	14	3	17
3		1		1	1	7	1	5		2		5		4		7	1	4	1	7	4	9	2	6	2	12	2	7	3	13
										2			10	3	3	4	5	2	3	7		1	3	7	6	10	6	5	7	11
																										1			1	1
														4	1	4	11	1	4	1	2	1	3	2		2	1			1
2	7	5																												
		1	1		2	1	1			1	1					1				2		4		2		1	1	2		1
20	1	13	3	11	5	11	4	17	2	25	5	22	1	22	7	13	3	24	6	14	2	27	4	20	5	24	8	23	6	20
								1		1	1	3	3	6	4	8	4	11	5	6	4	9	8	10	6	7	5	9	9	6
83	11	52	53	20	56	26	19	65	13	47	10	70	4	58	9	53	11	31	11	44	12	41	9	58	18	44	15	51	13	43
						2						1		1														1		1
																				1		1	1		1	2	3	4	1	5
		4				4			4		1													1						
		1	1	4			1		1		1		1	1	2		3		3		3		3	2	1	1		1		1
			2	3	2	2	1	1			1			1								2					2	1		1
						1		7	1	3		2	2				1		1											

給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

給料表		号給 職務 の級		58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86
行政職	1																															
	2		2	2	4														1	1	1		2			2	2					
	3	4	4	2	2		1				1	3	4		1	2		3	1	1		1	3		1	1		1	1			
	4	8	15	15	16	9	22	10	6	12	12	7	12	4	11	9	12	8	11	4	8	13	12	6	9	6	8	4	4	4	4	4
	5	5	12	22	41	14	21	32	43	27	26	15	27	32	23	32	32	28	35	37	22	30	26	24	25	41	33	30	24	14	14	
	6	1		1			2	2																								
	7																															
	8																															
	9																															
	10																															
公安職	1													1																		
	2	2	3	2	2	1									1																	
	3	3	15	4	9	2	19	5	15	1	18	2	14	3	10	4	14		14	2	4	1	8	1	6		2	1	2	1		
	4	4	16	5	11	6	12	6	23	4	21	4	13		10	3	13	5	15	1	10	4	12	1	16	6	13	3	7	2		
	5	7	5	3	21	12	10	5	9	6	10	5	10	1	11	4	7	5	5	10	7	3	3	4	6	4	2	6	4	6		
	6	2		1	1	1		2	3		4		1	4	2	1	1	1				2				1	1	2				
	7			1																												
	8																															
	9																															
教育職 (1)	1		3		1			2		1		1	1	1	2	1		1	4	1		1	2	2			1		1			
	2	6	20	9	25	9	14	8	22	7	25	4	20	4	23	9	22	7	24	11	24	21	20	7	20	9	25	12	20	10		
	特2																			2		1	1	7	9	7	10	6	9	4		
	3	6	6	3	23																											
	4																															
教育職 (2)	1																															
	2	14	51	1	40	12	43	16	34	14	39	12	37	10	38	9	35	11	33	14	35	14	27	6	31	16	26	10	21	10		
	特2		2		1	1	2	2	1		3	1	2	1	2	3	2	2	2		3	4	1	2	7	1	4	5	14	6		
	3	2	5	5	4	25	25	33	27	20	22	22	15	15	17	16	12	17	12	16	9	13	16	15	85							
5																																
研究職	1																															
	2													1																		
	3			1		1				1			1			1					1	2	2	1	2	3	1		2	2		
	4																															
	5																															

87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117
			2			1		1												1	1									
	1	1	2			1		1		3			2	1					3		4									
2	3	3	2	3	1	15																								
17	15	120																												
4		2		1																										
9	1	10	5	10	7	9	1	9	4	7	2	8	2	4	1	1	2	2	2	3	1	5	1	4	5	3	3	3	2	4
3	4	4	5	1	3	4	6	2	3	25																				
9	2	6																												
3	1	1	2		2	3	1	3	1			5		3		2	5	5	3	1	1	2	1	2	1			2	1	1
27	11	26	11	19	8	19	10	19	13	20	14	19	12	21	12	31	11	30	14	22	13	23	15	33	24	21	15	18	15	33
4	5	2	4		1																									
28	12	33	9	26	7	22	8	22	20	28	11	35	12	32	14	25	12	29	16	36	13	20	13	28	9	27	15	26	12	20
7	5	6	1	5	5	3	5	4	3	4	1		2	3	2															
	1	2	2	2	2	25																								

給料表	給 号 給 務 の 級	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146
行政職	1																													
	2			1					1																					
	3																													
	4																													
	5																													
	6																													
	7																													
	8																													
	9																													
	10																													
公安職	1								1																					
	2																													
	3																													
	4	2	5	1	36																									
	5																													
	6																													
	7																													
	8																													
	9																													
教育職 (1)	1	1	2	1	3	1	5		2		1								1		1			1	2	1	2	4	2	
	2	20	27	21	19	12	36	21	25	24	16	23	25	20	26	24	24	24	26	35	53	30	35	31	43	24	58	25	101	
	特2																													
	3																													
	4																													
教育職 (2)	1																													
	2	8	22	12	13	8	23	13	18	15	17	14	25	21	29	11	21	21	22	12	25	24	30	28	22	39	34	39	44	37
	特2																													
	3																													
研究職	1																													
	2																													
	3																													
	4																													
	5																													

給料表	号給 職務の級	給																										
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
医療職(1)	1	3																				1			2			
	2	6	1				2							1					1									1
	3	7									1																	
	4	7					2		1	3	1																	
医療職(2)	1																											
	2	15								1					1						5			1	1			1
	3	25										1		1		4		2						3		2	1	
	4	8																										
	5	47																					1		1			
	6	1																										
	7	6									1	3		2														
医療職(3)	1																											
	2	23														4				3				4	1		2	1
	3	33								1		1		1		1	1		1	1			1	3		1		
	4	13																										
	5	21																										
	6	6																										

- (注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示している。
2 定年再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。
3 定年が段階的に引き上げられるに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立学校職員の

27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
	1	2			1																				1				1	
3		2																												
2		2		1	1	1		1		1	2																			
				1	1		1	1																			1		1	
1		1			1			1	1		1	1		3	1			1					1		2				1	
															1															
	2	1	2			1		1				1																		
2				3				2				3	1		1	1	1		1		1									
									1		1		2				3				1									
									1																					
			1					1	4																					

給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

給料表		号給 職務の級		58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86		
医療職(1)	1																																	
	2																																	
	3																																	
	4																																	
医療職(2)	1																																	
	2																																	
	3																																	
	4	1																																
	5	31112121211211111																																
	6																																	
	7																																	
医療職(3)	1																																	
	2																																	
	3	111																																
	4	211																																

給料表	給 料 表 の 級	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146
医療職(1)	1																													
	2																													
	3																													
	4																													
医療職(2)	1																													
	2																													
	3																													
	4																													
	5																													
	6																													
	7																													
医療職(3)	1																													
	2																													
	3																													
	4																													
	5																													
	6																													

第4表

給 料 表 別 、 級 別 、

給料表	年齢 職務の級	計	18 歳未 満	18 歳	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
行政職	計	4,476 人		25	27	23	39	101	111	110	125	141	158	145	123	127	140	124	107	116	91	81	87
	1	814		25	27	23	39	101	111	110	124	138	80	20	6	4	1	2	1				
	2	777									1	2	78	125	117	123	87	60	52	35	22	16	14
	3	585										1					52	62	53	81	69	62	44
	4	762																				1	28
	5	998																					
	6	244																				1	1
	7	195																	1			1	
	8	74																					
	9	24																					
	10	3																					
公安職	計	2,035		27	28	33	39	52	58	55	61	58	55	60	53	71	40	57	44	62	48	63	70
	1	322		27	28	33	39	52	58	44	18	9	3	3	1	3	1		1				
	2	326								11	40	42	46	42	36	39	23	20	15	7	2	1	1
	3	392									3	7	6	15	15	26	14	29	25	38	31	45	40
	4	535														3	2	8	3	17	15	17	29
	5	346																					
	6	50																					
	7	40														1							
	8	14																					
	9	10																					
教育職(1)	計	2,910				3		24	25	39	37	40	41	40	29	44	53	52	62	55	59	53	59
	1	149				3		1	2	1	3	2		4	2	3	5	3	2	3	5	2	8
	2	2,439						23	23	38	34	38	41	36	27	41	48	49	60	52	54	51	51
	特2	72																					
	3	164																					
	4	86																					
教育職(2)	計	5,634				1	1	136	134	152	145	139	146	139	124	107	123	127	114	95	105	107	102
	1																						
	2	4,644				1	1	136	134	152	145	139	146	139	124	107	123	127	114	95	105	107	100
	特2	136																					2
	3	467																					
	4	387																					

(注) 1 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。
 2 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村

年 齢 別 職 員 数

38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60歳以上	平均年齢
72	61	53	57	69	79	84	83	108	105	112	117	145	112	135	182	166	172	154	147	156	106		40.6 歳
1					1																		24.0
15	3	4	4	3	3	2	1	1	1	1		3		1	1	1			1				31.0
28	26	12	18	15	10	6	4	5	3	6	3	4			3	4	6	1	4	1	2		36.5
28	32	37	35	51	59	69	55	60	45	44	42	38	28	17	19	19	23	10	4	13	5		45.8
					6	7	23	41	48	55	61	81	63	91	127	94	91	82	58	40	30		52.3
									8	6	5	9	12	12	18	27	25	29	33	31	27		54.7
								1			6	10	8	9	10	12	17	25	35	42	18		55.3
														5	4	9	9	5	9	17	16		56.4
													1				1	2	3	11	6		57.5
																				1	2		58.7
45	58	59	57	70	51	72	51	53	67	47	48	37	33	30	41	26	24	44	34	34	20		37.5
	1									1													22.2
1																							28.4
28	26	18	9	10	5	1	1																34.7
16	26	38	36	48	31	34	20	24	35	18	15	10	8	10	13	9	5	13	13	13	6		43.9
	5	3	12	12	15	37	30	26	23	23	25	21	14	14	17	5	12	21	12	10	9		48.7
								3	9	5	6	3	5	3	4	4	3		2	2	1		50.8
											2	3	5	3	2	7	2	5	5	5			53.4
													1		5		1	2	2	1	2		55.2
																1	1	3		3	2		56.9
58	54	53	64	70	79	79	86	101	113	116	112	111	123	122	126	115	108	130	136	128	111		45.2
4	3	10	6	7	8	2	10	5	5	2	5	7	6	3	3	5	2	4		2	1		41.3
54	51	43	58	63	71	77	75	94	98	104	100	97	103	92	92	79	74	95	98	87	68		44.2
														2	5	6	9	8	14	13	15		56.6
							1	2	10	10	7	7	14	25	24	19	11	9	10	7	8		52.7
															2	6	12	14	14	19	19		56.9
70	69	66	80	80	97	88	114	100	114	121	130	151	167	224	258	274	275	264	311	293	291		43.6
69	68	66	79	80	95	83	102	78	83	87	82	108	117	161	162	176	185	184	210	187	187		41.4
1	1		1		2	5	5	9	8	6	10	6	4	8	7	11	8	8	13	14	7		51.7
							7	13	23	28	38	34	40	42	58	47	34	31	31	20	21		52.5
												3	6	13	31	40	48	41	57	72	76		56.3

立学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

給料表	年齢 職務の級	計	18	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
			歳未	歳																			
研究職	計	171 人						4	3	4	2	1	6	5	2	3	3	9	7	2	8	8	5
	1	14						4	3	4	2			1									
	2	41										1	6	4	2	3	3	9	5		4	2	
	3	94																	2	2	4	6	5
	4	18																					
	5	4																					
医療職 (1)	計	23										1	1		3	1			1			2	1
	1	3										1	1		1								
	2	6													2	1			1			2	
	3	7																					1
	4	7																					
医療職 (2)	計	102							1	2	5	4	1	5	2	5	3	5	3	3	1	1	1
	1																						
	2	15							1	2	5	4		2		1							
	3	25											1	3	2	4	3	5	3	3			1
	4	8																			1	1	
	5	47																					
	6	1																					
	7	6																					
医療職 (3)	計	96						4	3	4	3	2	5	5		2	3	4	3	3	5	1	2
	1																						
	2	23						4	3	4	3	2	5	1					1				
	3	33												4		2	3	4	2	3	5	1	
	4	13																					2
	5	21																					
	6	6																					
全給料表		15,447		52	55	60	79	321	335	366	378	386	413	399	336	360	365	378	341	336	317	316	327

- (注) 1 定年后再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。
2 定年が段階的に引き上げられるに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村

38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	平均年齢
2	3	4	1		4	1	3	1	3	4	6	5	3	11	7	3	6	6	16	8	2		42.7 歳
																							23.6
		1			1																		31.4
2	3	3	1		3	1	3	1	3	4	6	5	3	11	7	3	5	4	6	1			47.0
																	1	2	8	5	2		57.3
																			2	2			57.5
								2		1	1	2				1	1			1		4	44.2
																							27.3
																							32.2
								2		1	1	1				1							47.1
												1					1			1		4	58.9
1		2	1	1	4	3	2	1	3	5	4	4	3	1	7	2	3	2	2	7	2		41.7
																							25.7
																							31.2
					1	2	1					1			1								43.8
1		2	1	1	3	1	1	1	3	5	4	3	3	1	6	1	3	1	2	3	1		49.7
																1							54.0
																		1		4	1		57.8
2	2	1	3	5	1	3	2	2	2	2	1	1	3	2			2	2	4	3	4		38.7
																							25.0
	1		3	2			1						1						1				35.5
2	1	1		2	1	2	1	1															41.2
				1		1		1	2	2	1	1	2	2			2	2	2	1	1		51.4
																			1	2	3		58.3
250	247	238	263	295	315	330	341	368	407	408	419	456	444	525	621	587	591	602	650	630	536	4	42.2

立学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

第5表

給料表別、級別、学歴別職員数

給料表	学歴 区分	計		大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		平均修学 年数
	職務の級	人員数		人員数		人員数		人員数		人員数		年数
計	人員数	15,447	人	11,958	人	660	人	2,828	人	1	人	15.2
	構成比	100.0	%	77.4	%	4.3	%	18.3	%	0.0	%	—
行政職	計	4,476		2,466		208		1,801		1		14.3
	1	814		337		78		399				13.8
	2	777		398		111		268				14.3
	3	585		454		15		115		1		15.2
	4	762		316		4		442				13.7
	5	998		544				454				14.2
	6	244		155				89				14.5
	7	195		163				32				15.3
	8	74		72				2				15.9
	9	24		24								16.0
	10	3		3								16.0
	構成比	100.0	%	55.1	%	4.6	%	40.3	%	0.0	%	—
公安職	計	2,035		974		136		925				14.0
	1	322		91		34		197				13.3
	2	326		168		16		142				14.2
	3	392		183		37		172				14.1
	4	535		284		35		216				14.3
	5	346		194		12		140				14.3
	6	50		28				22				14.2
	7	40		17		1		22				13.8
	8	14		7		1		6				14.1
	9	10		2				8				12.8
	構成比	100.0	%	47.8	%	6.7	%	45.5	%			—
教育職(1)	計	2,910		2,718		91		101				15.8
	1	149		57		40		52				14.1
	2	2,439		2,340		50		49				15.9
	特2	72		71		1						16.0
	3	164		164								16.0
	4	86		86								16.0
	構成比	100.0	%	93.4	%	3.1	%	3.5	%			—
教育職(2)	計	5,634		5,439		195						15.9
	1											
	2	4,644		4,473		171						15.9
	特2	136		123		13						15.8
	3	467		462		5						16.0
	4	387		381		6						16.0
	構成比	100.0	%	96.5	%	3.5	%					—

給料表	学歴 区分	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	平均修学 年数
	職務の級						
研究職	計	171 人	170 人	人	1 人	人	16.0 年
	1	14	14				16.0
	2	41	41				16.0
	3	94	93		1		16.0
	4	18	18				16.0
	5	4	4				16.0
	構成比	100.0 %	99.4 %		0.6 %		—
医療職 (1)	計	23	23				18.0
	1	3	3				18.0
	2	6	6				18.0
	3	7	7				18.0
	4	7	7				18.0
	構成比	100.0 %	100.0 %				—
医療職 (2)	計	102	92	10			15.8
	1						
	2	15	15				16.0
	3	25	23	2			15.8
	4	8	5	3			15.3
	5	47	42	5			15.8
	6	1	1				16.0
	7	6	6				16.0
	構成比	100.0 %	90.2 %	9.8 %			—
医療職 (3)	計	96	76	20			15.6
	1						
	2	23	23				16.0
	3	33	25	8			15.5
	4	13	9	4			15.4
	5	21	15	6			15.4
	6	6	4	2			15.3
	構成比	100.0 %	79.2 %	20.8 %			—

- (注) 1 学歴区分は、行政職、教育職(1)、教育職(2)、研究職、医療職(1)、医療職(2)及び医療職(3)の各給料表においては初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号）別表第2の級別資格基準表の学歴免許等欄に掲げる基準学歴区分（この場合において、医療職(2)の「短大3卒」は「短大卒」に含めた。）、公安職給料表においては同規則別表第3の学歴免許等資格区分表の学歴免許等の資格に対応する基準学歴区分によるものである。
- 2 平均修学年数は、前記の学歴区分に対応する修学年数により算出したものである。ただし医療職(1)にあつては大学卒18年、医療職(3)にあつては短大卒14年、高校卒11年とした。
- 3 定年再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。
- 4 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

第6表

給 料 表 別 、 級 別

区分 職務の級	行政職					公安職				
	人 員	職員 1 人当たり平均				人 員	職員 1 人当たり平均			
		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数
計	人 4, 476	円 342, 790	歳 40. 6	年 19. 6	年 14. 3	人 2, 035	円 352, 748	歳 37. 5	年 16. 9	年 14. 0
1	814	241, 534	24. 0	3. 7	13. 8	322	267, 191	22. 2	2. 6	13. 3
2	777	274, 473	31. 0	9. 7	14. 3	326	297, 656	28. 4	8. 0	14. 2
3	585	314, 457	36. 5	14. 6	15. 2	392	324, 179	34. 7	14. 2	14. 1
4	762	380, 273	45. 8	25. 2	13. 7	535	387, 751	43. 9	22. 8	14. 3
5	998	409, 196	52. 3	31. 5	14. 2	346	428, 477	48. 7	27. 5	14. 3
6	244	422, 639	54. 7	33. 5	14. 5	50	443, 726	50. 8	29. 8	14. 2
7	195	450, 777	55. 3	33. 4	15. 3	40	454, 270	53. 4	33. 1	13. 8
8	74	491, 035	56. 4	34. 1	15. 9	14	471, 428	55. 2	34. 8	14. 1
9	24	550, 395	57. 5	35. 1	16. 0	10	503, 540	56. 9	38. 0	12. 8
10	3	592, 900	58. 7	36. 7	16. 0					

区分 職務の級	教育職（１）					教育職（２）				
	人 員	職員 1 人当たり平均				人 員	職員 1 人当たり平均			
		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数
計	人 2, 910	円 397, 170	歳 45. 2	年 22. 6	年 15. 8	人 5, 634	円 384, 057	歳 43. 6	年 21. 1	年 15. 9
1	149	316, 438	41. 3	19. 7	14. 1					
2	2, 439	392, 357	44. 2	21. 5	15. 9	4, 644	369, 764	41. 4	18. 9	15. 9
特2	72	451, 651	56. 6	34. 1	16. 0	136	429, 327	51. 7	29. 3	15. 8
3	164	466, 795	52. 7	30. 0	16. 0	467	443, 898	52. 5	29. 9	16. 0
4	86	495, 146	56. 9	34. 3	16. 0	387	467, 446	56. 3	33. 9	16. 0

平 均 給 料 額 等

区分 職務の級	研究職					医療職(1)				
	人 員	職員1人当たり平均				人 員	職員1人当たり平均			
		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数
計	人 171	円 376,326	歳 42.7	年 20.0	年 16.0	人 23	円 501,952	歳 44.2	年 19.8	年 18.0
1	14	254,957	23.6	1.4	16.0	3	371,533	27.3	2.7	18.0
2	41	315,246	31.4	8.7	16.0	6	434,600	32.2	7.7	18.0
3	94	402,125	47.0	24.3	16.0	7	523,285	47.1	22.9	18.0
4	18	443,627	57.3	34.3	16.0	7	594,242	58.9	34.6	18.0
5	4	518,050	57.5	34.8	16.0					

区分 職務の級	医療職(2)					医療職(3)				
	人 員	職員1人当たり平均				人 員	職員1人当たり平均			
		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数
計	人 102	円 351,542	歳 41.7	年 18.5	年 15.8	人 96	円 341,116	歳 38.7	年 16.1	年 15.6
1										
2	15	264,426	25.7	3.3	16.0	23	282,469	25.0	2.5	16.0
3	25	295,652	31.2	8.1	15.8	33	318,351	35.5	13.0	15.5
4	8	342,300	43.8	19.1	15.3	13	356,346	41.2	18.2	15.4
5	47	396,965	49.7	26.4	15.8	21	404,857	51.4	28.9	15.4
6	1	423,900	54.0	32.0	16.0	6	435,050	58.3	36.3	15.3
7	6	446,650	57.8	34.5	16.0					

- (注) 1 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。
2 定年が段階的に引き上げられるに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項により給料月額が決定される職員及び市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

第7表

行政職給料表の経験年数階層別、給与決定上の学歴別人員及び平均給料額

経験年数階層	学歴	大 学		卒 高		校 卒	
	区分	人 員	平 均 給 料 額	人 員	平 均 給 料 額	人 員	平 均 給 料 額
計		人 2,466 (90,070)	円 348,857 (340,276)	人 1,801 (39,481)	円 342,898 (350,090)		
1年未満		65 (3,498)	239,418 (237,460)	31 (992)	210,245 (205,675)		
1年以上 2年未満		61 (3,330)	243,744 (242,409)	40 (980)	217,902 (212,906)		
2年以上 3年未満		66 (3,607)	246,837 (247,041)	30 (970)	222,720 (218,832)		
3年以上 5年未満		143 (6,852)	251,621 (256,965)	67 (1,622)	230,626 (228,750)		
5年以上 7年未満		192 (6,711)	264,395 (268,860)	74 (1,510)	239,851 (240,143)		
7年以上 10年未満		251 (8,312)	280,126 (285,958)	172 (1,793)	251,893 (253,994)		
10年以上 15年未満		341 (10,085)	307,490 (313,383)	166 (1,858)	274,556 (274,638)		
15年以上 20年未満		210 (9,801)	346,711 (357,479)	116 (1,978)	299,026 (303,830)		
20年以上 25年未満		229 (12,635)	391,555 (392,461)	120 (3,035)	358,704 (338,896)		
25年以上 30年未満		366 (12,487)	412,922 (412,768)	222 (3,923)	380,718 (371,601)		
30年以上 35年未満		355 (10,230)	428,836 (423,205)	265 (9,572)	398,882 (396,350)		
35年以上		187 (2,522)	458,847 (424,784)	498 (11,248)	412,823 (410,425)		

(注) 1 () 内は、本年の国家公務員給与等実態調査の数値である。

2 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。

3 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

第8表

扶養手当の支給状況

区分 給料表	扶養手当 受給職員数 (人)	受給者1人 当たりの 平均手当額 (円)	扶養親族数		
			子 (人)	子以外 (人)	計 (人)
計	5,268	25,528	8,946	259	9,205 [3,304]
行政職	1,339	24,535	2,163	94	2,257 [827]
公安職	997	26,206	1,844	7	1,851 [422]
教育職(1)	1,095	25,936	1,886	52	1,938 [709]
教育職(2)	1,714	25,652	2,851	97	2,948 [1,255]
研究職	67	24,768	105	5	110 [53]
医療職(1)	9	19,722	12	1	13 [3]
医療職(2)	27	26,388	47	1	48 [19]
医療職(3)	20	29,350	38	2	40 [16]

- (注) 1 本表において「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっている者を示している。
2 「計」欄の〔 〕内は、5,000円加算の対象となる満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子の数を内数で示している。
3 任期付職員は含めていない。
4 定年が段階的に引き上げられるに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

第9表

給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況

区分	1種	2種	3種	4種	5種	6種	受給者計	受給者1人 当たりの平 均手当月額
旧支給割合	25%	20%	18～16%	16%	14～12%	12～8%		
本庁における主な職	部長	副部長	参事	総括課長	課長	担当課長		
受給者	人 25	人 55	人 66	人 262	人 729	人 493	人 1,630	円 57,571

- (注) 1 「旧支給割合」とは、給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則（平成19年岩手県人事委員会規則第11号）による改正前の支給割合である。
2 管理職手当の支給を受ける職員については、管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（平成19年岩手県人事委員会規則第12号）による改正前の支給割合に対応する区分により分類している。
3 区分が5種の課長は、職務の級が初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第3条第1項に規定する級別職務区分表により行政職給料表の6級及び7級に分類される職である。
4 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付職員は含めていない。
5 定年が段階的に引き上げられるに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

第10表

職 員 の 住 居 施

1 住居の種類別等利用状況

区 分 給料表	公団・公営 住 宅	民間賃貸 住 宅	間 借 り	下 宿	計	単身赴任職員 の配偶者等の 住宅（借家等）
計	人 4	人 4,780	人	人	人 4,784	人 67
行 政 職		1,286			1,286	33
公 安 職		416			416	13
教 育 職 (1)		948			948	8
教 育 職 (2)	4	2,015			2,019	12
研 究 職		51			51	
医 療 職 (1)		7			7	1
医 療 職 (2)		30			30	
医 療 職 (3)		27			27	

- (注) 1 住居手当を受給している職員のみを対象としている。
 2 「単身赴任職員の配偶者等の住宅」とは、単身赴任手当を支給される職員が配偶者等の居住のために
 3 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付職員は含めていない。
 4 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立

2 住居の種類別等住居費負担状況

家賃額 区 分		計	12千円 未 満	12	13	15	17	19	21	23	25	27
				5	5	5	5	5	5	5	5	5
区 分				13	15	17	19	21	23	25	27	29
公 団 ・ 公 営 住 宅		4 人					1		1	1		
民 間 賃 貸 住 宅		4,780 人					1	5		3	7	3
間 借 り		人										
下 宿		人										
計		4,784 人	0	0	0	0	2	5	1	4	7	3
累 計	人 員	一 人	0	0	0	0	2	7	8	12	19	22
	比 率	一 %	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5
単身赴任職員の配偶者等の住宅		67 人										

- (注) 1 住居手当を受給している職員のみを対象としている。
 2 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付職員は含めていない。
 3 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立

3 住居手当の支給状況

区 分	借 家 ・ 借 間				単身赴任職員 の配偶者等の住宅（借家等）
受給者数・ 平均手当月額	11 千円 未 満	11千円以上 5 27千円未満	27 千 円	小 計	
手 当 受 給 者 数	8人	1,964人	2,812人	4,784人	67人
受給者1人当たりの平均手当月額	25,329円				12,999円

- (注) 1 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付職員は含めていない。
 2 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立

設 の 利 用 状 況

借り受けている住宅等をいう。

学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

29	31	33	35	37	39	41	43	45	47	49	51	53	55千円 以 上
31	33	35	37	39	41	43	45	47	49	51	53	55	
						1							
27	10	15	55	58	146	82	97	269	203	388	258	341	2,812
27	10	15	55	58	146	83	97	269	203	388	258	341	2,812
49	59	74	129	187	333	416	513	782	985	1,373	1,631	1,972	4,784
1.0	1.2	1.5	2.7	3.9	7.0	8.7	10.7	16.3	20.6	28.7	34.1	41.2	100.0
1			1		1			3	2	4	1	2	52

学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

第11表

職 員 の 通

1 通勤手当の受給者の状況

給料表	区 分	計	交通機関等利用者			
			鉄道	バス	併用者等	計
計		12, 327 人	456 人	669 人	198 人	1, 323 人
行 政 職		3, 099	271	492	157	920
公 安 職		1, 384	91	112	4	207
教 育 職 (1)		2, 544	58	20	20	98
教 育 職 (2)		4, 993	30	27	4	61
研 究 職		150		10	3	13
医 療 職 (1)		4			1	1
医 療 職 (2)		83		4	4	8
医 療 職 (3)		70	6	4	5	15

- (注) 1 高速自動車国道を利用する職員にあっては、交通用具使用者として調査した。
2 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。
3 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第41項

2 交通機関等利用者の所要運賃額別職員数

運賃額 区分 給料表		計	12千円	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	42	
				ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ
			未満	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	42	44	
行政職		1,174 人	580	85	64	65	15	18	4	17	4	14	2	3	6	1				
公安職		235 人	164	17	18	11	2	2	2	3				1	2				1	
教育職 (1)		258 人	29	5	5	9	5	6		1	1	4	2	4	4					
教育職 (2)		122 人	23	5	8	6	1	3		4		1		2	9					
研究職		18 人	5			4			1	1			1							
医療職 (1)		1 人																		
医療職 (2)		18 人	3	1	1										3	1				
医療職 (3)		25 人	8	2				1	1	2										
計		1,851 人	812	115	96	95	23	30	8	28	5	19	5	10	24	2			1	
累計	人 員	一 人	812	927	1,023	1,118	1,141	1,171	1,179	1,207	1,212	1,231	1,236	1,246	1,270	1,272	1,272	1,272	1,273	
	比 率	一 %	43.9	50.1	55.3	60.4	61.6	63.3	63.7	65.2	65.5	66.5	66.8	67.3	68.6	68.7	68.7	68.7	68.8	

- (注) 1 所要運賃額は、通勤手当に関する規則（昭和33年岩手県人事委員会規則第9号）第7条の規定による額（交通機関等と交通用具との併用者にあつ
2 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。
3 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第41項

勤 の 状 況

交通用具使用者				交通機関等と交通用具併用者			
自動車	オートバイ等	自転車	計	自動車	オートバイ等	自転車	計
10,001 人	39 人	436 人	10,476 人	414 人	3 人	111 人	528 人
1,563	18	344	1,925	177	1	76	254
1,064	18	67	1,149	24		4	28
2,277		9	2,286	134	2	24	160
4,861	3	7	4,871	60		1	61
128		4	132	5			5
3			3				
62		3	65	6		4	10
43		2	45	8		2	10

により給料月額が決定される職員は、含めていない。

44	46	48	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100	105	110	115	120	125	130	135	140	145	150
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
46	48	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100	105	110	115	120	125	130	135	140	145	150	千円以上
	3		68	3	18	88	31	57	7	7	1		7		1	2	1		1	1			
			5		3	1	2	1															
	2		18	1	13	59	20	45	12	4	5	1	1	1									1
	1	1	4	1	4	33	4	6	1	4	1												
							1						1		1	1	1		1				
						1																	
						2	2	3		1	1												
			1	1		3	1	4								1							
	6	1	96	6	38	187	61	116	20	16	8	1	9	1	2	4	2		2	1			1
1,273	1,279	1,280	1,376	1,382	1,420	1,607	1,668	1,784	1,804	1,820	1,828	1,829	1,838	1,839	1,841	1,845	1,847	1,847	1,849	1,850	1,850	1,850	1,851
68.8	69.1	69.2	74.3	74.7	76.7	86.8	90.1	96.4	97.5	98.3	98.8	98.8	99.3	99.4	99.5	99.7	99.8	99.8	99.9	99.9	99.9	99.9	100.0

ては、交通機関等に係る額のみ）により調査した。

により給料月額が決定される職員は、含めていない。

3 交通用具の使用距離別職員数

交通用具	距 離 区 分	計	4 k m	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22
			未満	5	7	9	11	13	15	17	19	21	23
自動車		10,415 人	1,687	1,335	1,126	857	678	474	431	413	374	234	230
オートバイ等		42 人	17	14	4	2	1		1	1	1	1	
自転車		547 人	456	76	12	1		1	1				
計		11,004 人	2,160	1,425	1,142	860	679	475	433	414	375	235	230
累 計	人 員	一 人	2,160	3,585	4,727	5,587	6,266	6,741	7,174	7,588	7,963	8,198	8,428
	比 率	一 %	19.6	32.6	43.0	50.8	56.9	61.3	65.2	69.0	72.4	74.5	76.6

- (注) 1 交通機関等と交通用具の併用者にあつては、交通用具の使用距離により調査した。
2 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。
3 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

4 高速自動車国道利用者の所要料金額別職員数

給料表	料金額 区分	計	20千円	20	25	30	35	40	45	50	55	60	70	80千円
			未満	25	30	35	40	45	50	55	60	70	80	以上
計		221 人	75	17	33	28	35	17	9	4	2		1	
行政職		63 人	8	11	15	7	13	3	3	2	1			
公安職		4 人	3		1									
教育職 (1)		116 人	61	4	12	14	15	7	2		1			
教育職 (2)		27 人	3	1	4	4	7	5	3					
研究職		3 人				2			1					
医療職 (1)		人												
医療職 (2)		8 人		1	1	1		2		2			1	
医療職 (3)		人												

- (注) 1 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。
2 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

24	26	28	30	32	34	36	38	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100
ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	k m
26	28	30	32	34	36	38	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100	以上
233	242	186	188	163	163	114	122	290	206	149	82	86	79	60	60	56	31	16	11	39
233	242	186	188	163	163	114	122	290	206	149	82	86	79	60	60	56	31	16	11	39
8,661	8,903	9,089	9,277	9,440	9,603	9,717	9,839	10,129	10,335	10,484	10,566	10,652	10,731	10,791	10,851	10,907	10,938	10,954	10,965	11,004
78.7	80.9	82.6	84.3	85.8	87.3	88.3	89.4	92.0	93.9	95.3	96.0	96.8	97.5	98.1	98.6	99.1	99.4	99.5	99.6	100.0

る条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

5 通勤手当の支給状況

区 分 給料表	交 通 機 関 等									交 通 用 具									
	手 当 受 給 者 数								受給者 1人当 たりの 平均手 当月額	手 当 受 給 者 数									受給者 1人当 たりの 平均手 当月額
	55千円 未満	55千円 以 上 75千円 未 満	75千円 以 上 95千円 未 満	95千円 以 上 115千円 未 満	115千円 以 上 135千円 未 満	135千円 以 上 150千円 未 満	150 千円	小 計		4 k m 未満	4 k m 以 上 10 k m 未 満	10 k m 以 上 20 k m 未 満	20 k m 以 上 40 k m 未 満	40 k m 以 上 60 k m 未 満	60 k m 以 上 80 k m 未 満	80 k m 以 上 100 k m 未 満	100 k m 以 上	小 計	
	人	人	人	人	人	人	人	人		円	人	人	人	人	人	人	人	人	
計	1,376	292	160	13	8	1	1	1,851	27,636	2,160	3,427	2,376	1,876	727	285	114	39	11,004	9,850
行 政 職	949	140	72	8	4	1		1,174	24,068	686	582	368	317	131	70	19	6	2,179	9,240
公 安 職	228	6	1					235	13,159	290	403	217	200	51	6	9	1	1,177	8,100
教 育 職 (1)	95	93	66	3			1	258	49,164	375	622	482	471	282	139	54	21	2,446	12,880
教 育 職 (2)	68	42	12					122	38,902	763	1,746	1,244	843	241	62	27	6	4,932	8,948
研 究 職	12	1		2	3			18	35,525	21	37	34	24	16	1	3	1	137	11,285
医 療 職 (1)		1						1	60,356	2	1							3	2,933
医 療 職 (2)	9	4	5					18	44,017	9	15	23	15	2	6	1	4	75	14,444
医 療 職 (3)	15	5	4		1			25	35,322	14	21	8	6	4	1	1		55	8,185

- (注) 1 交通機関等と交通用具の併用者にあつては、それぞれの区分に計上している。
2 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。
3 定年が段階的に引き上げられるに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

第12表

単身赴任手当の支給状況

1 給料表別、任命権者別単身赴任手当受給者数

任命権者	区分		受給者数						
	行政職	公安職	教育職(1)	教育職(2)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	計
計	人 231	人 242	人 150	人 278	人 2	人 3	人 5	人 3	人 914
知事	204				2	3	5	3	217
教育委員会	23		150	278					451
本庁等	8			2					10
高等学校等	14		150						164
小・中学校	1			276					277
警察本部長	4	242							246
その他									

(注) 1 高等学校等には、特別支援学校が含まれている。

2 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。

3 定年が段階的に引き上げられるに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

2 給料表別、支給額別単身赴任手当受給者数

支給額	区分		受給者数						
	行政職	公安職	教育職(1)	教育職(2)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	計
計	人 231	人 242	人 150	人 278	人 2	人 3	人 5	人 3	人 914
30,000円 80km未満	30	99	19	68		1	1	1	219
36,000円 80km以上 100km未満	56	49	37	61		1		1	205
38,000円 100km以上 150km未満	125	85	75	111	2		4	1	403
40,000円 150km以上 200km未満	11	5	15	32					63
42,000円 200km以上 250km未満	1		3	5					9
44,000円 250km以上 300km未満						1			1
46,000円 300km以上 500km未満	1								1
54,000円 500km以上 700km未満	5	4							9
62,000円 700km以上 900km未満	1		1						2
70,000円 900km以上 1,100km未満	1								1
76,000円 1,100km以上 1,300km未満									
82,000円 1,300km以上 1,500km未満									
88,000円 1,500km以上 2,000km未満									
94,000円 2,000km以上 2,500km未満									
100,000円 2,500km以上				1					1

(注) 1 「支給額」欄中の距離数は、各々の支給額に対応する距離区分を示している。

2 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。

3 定年が段階的に引き上げられるに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

第13表

定年前再任用短時間勤務職員等の給料表別、級別人員数

1 定年前再任用短時間勤務職員

給料表	職務の級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8以上
行政職	人 6	人	人 5	人	人	人	人	人 1	人	人
教育職 (1)	1		1							
教育職 (2)	86		86							
医療職 (3)	1		1							
計	94									

2 暫定再任用職員（フルタイム）

給料表	職務の級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8以上
行政職	人 124	人	人 2	人	人 109	人 4	人 1	人 6	人	人 2
公安職	28		2		5	21				
教育職 (1)	181	14	167							
教育職 (2)	200		200							
研究職	7		7							
医療職 (2)	2				2					
医療職 (3)	2				2					
計	544									

3 暫定再任用職員（短時間勤務）

給料表	職務の級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8以上
行政職	人 10	人	人 10	人	人	人	人	人	人	人
教育職 (1)	5		5							
教育職 (2)	126		126							
研究職	1		1							
医療職 (2)	1		1							
計	143									

第14表

任期付職員の給料表別、級別人員数

給料表	職務の級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	34	2	23		3	1	3			2		
教育職 (1)	32	32										
教育職 (2)	61	61										
研究職	2		1		1							
医療職 (1)	2					2						
医療職 (2)	10	1				9						
医療職 (3)	4				1	1	2					
計	145											

2 職種別民間給与実態調査関係

令和 8 年 職 種 別 民 間 給 与 実 態 調 査 の 概 要

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和 8 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会、人事院及び他都道府県等の人事委員会

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模 100 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 416 事業所

(2) 調査対象職種

76 職種（うち初任給関係職種 18）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記 3 の(1)の事業所を組織、規模、産業によって 10 層に層化し、これらの層から 117 事業所を無作為抽出法により抽出したが、そのうち調査が完結した事業所は 96 事業所であり、その内訳は第 15 表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係職種以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(3) 集計

ア 調査実人員

3,066 人（うち初任給関係職種 187 人）であり、うち、行政職に相当する調査実人員は 2,248 人である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は 15,376 人であり、うち、行政職に相当するものは 9,960 人である。

イ 算出

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第15表

産業別、企業規模別調査事業所数

企業規模 産 業	規 模	計	500人以上	100人以上 500人未満
産 業 計	事業所	事業所	事業所	事業所
	96	43	53	
農 業 、 林 業 、 漁 業	2	0	2	
鉱業、採石業、砂利採取業、 建設業	4	1	3	
製 造 業	49	21	28	
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	12	5	7	
卸 売 業 、 小 売 業	2	1	1	
金 融 業 、 保 険 業 、 不動産業、物品賃貸業	4	3	1	
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	23	12	11	

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が21所あった。

2 調査対象事業所117所から規模が調査対象外であることが判明した事業所3所を除いた114所に占める調査完了事業所96所の割合（調査完了率）は84.2%である。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第16表

職 種 別 に み た

職 種 名		調査実人員	平均年齢	令和8年4月分平均支給額		
				きまって支給する給与		(A) - (B)
				(A)	うち時間外手当 (B)	
事務・技術関係職種	支 店 長	(644) 9	(54.1) 56.4	(835,883) 652,365	(4,772) 598	(831,111) 651,767
	工 場 長	(527) 6	(54.2) 53.1	(775,448) 609,641	(2,208) 5,320	(773,240) 604,321
	事 務 部 長	(15,013) 75	(53.1) 54.8	(799,856) 595,508	(10,414) 4,156	(789,442) 591,352
	技 術 部 長	(9,223) 45	(53.4) 55.8	(776,637) 591,554	(5,738) 811	(770,899) 590,743
	事 務 部 次 長	(6,667) 32	(51.9) 52.3	(715,545) 554,026	(14,791) 2,093	(700,754) 551,933
	技 術 部 次 長	(3,461) 25	(52.3) 55.5	(698,041) 526,203	(13,970) 4,260	(684,071) 521,943
	事 務 課 長	(29,574) 127	(49.0) 51.0	(669,778) 543,821	(24,350) 11,048	(645,428) 532,773
	技 術 課 長	(21,930) 109	(49.5) 51.2	(647,814) 520,781	(14,842) 3,535	(632,972) 517,246
	事務課長代理	(11,798) 55	(46.2) 49.2	(600,659) 490,465	(58,909) 22,344	(541,750) 468,121
	技術課長代理	(7,453) 6	(48.3) 48.6	(587,359) 477,733	(48,433) 43,458	(538,926) 434,275
	事 務 係 長	(29,451) 151	(45.0) 46.3	(515,816) 440,484	(70,661) 59,428	(445,155) 381,056
	技 術 係 長	(22,888) 159	(45.5) 47.3	(551,768) 546,019	(85,336) 81,393	(466,432) 464,626
	事 務 主 任	(26,454) 114	(42.0) 43.5	(473,880) 359,029	(61,998) 37,566	(411,882) 321,463
	技 術 主 任	(22,807) 35	(42.7) 46.1	(506,723) 463,976	(82,442) 80,199	(424,281) 383,777
	事 務 係 員	(103,957) 669	(38.5) 38.9	(414,426) 321,045	(53,862) 36,529	(360,564) 284,516
	技 術 係 員	(79,650) 631	(36.8) 36.4	(421,529) 397,793	(62,136) 67,134	(359,393) 330,659

(注) 1 () 内は、人事院が調査した全国数値である。

2 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は

3 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は

4 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は

民 間 給 与 額 等

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）	第17表参照
構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）	
2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	同 上
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	同 上
2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	同 上
係の長及び係長級専門職	同 上
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	同 上
	同 上

給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
 給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
 給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

職 種 名		調査実人員	平均年齢	令和 8 年 4 月分平均支給額		
				きまって支給する給与		(A) - (B)
				(A)	うち時間外手当 (B)	
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	(43) -	(46.0) -	(297,043) -	(10,394) -	(286,649) -
	自家用乗用自動車 運 転 手	(108) -	(49.3) -	(432,347) -	(119,070) -	(313,277) -
	守 衛	(261) -	(48.8) -	(395,427) -	(60,949) -	(334,478) -
	用 務 員	(191) X	(47.1) 50.5	(345,066) 240,209	(43,888) 31,909	(301,178) 208,300
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長 ・ 副 学 長 ・ 学 部 長	(414) X	(59.8) 60.5	(819,703) 743,933	(1,286) 0	(818,417) 743,933
	大 学 教 授	(2,480) 21	(57.9) 58.6	(747,993) 612,067	(3,084) 0	(744,909) 612,067
	大 学 准 教 授	(1,896) 16	(49.3) 51.7	(619,206) 501,902	(7,457) 0	(611,749) 501,902
	大 学 講 師	(1,279) 17	(45.8) 52.1	(530,879) 453,209	(15,926) 0	(514,953) 453,209
	大 学 助 教	(711) 23	(40.1) 47.5	(498,840) 394,189	(30,031) 5,420	(468,809) 388,769
	高 等 学 校 校 長	(47) X	(58.4) 67.5	(782,396) 426,000	(7,808) 0	(774,588) 426,000
	高 等 学 校 教 頭	(206) 3	(54.9) 58.5	(675,933) 412,567	(9,174) 0	(666,759) 412,567
	高等学校主幹教諭	(10) -	(54.2) -	(547,818) -	(31,351) -	(516,467) -
	高等学校指導教諭	(3) -	(50.4) -	(515,498) -	(57,401) -	(458,097) -
	高 等 学 校 教 諭	(2,304) 17	(44.6) 43.9	(528,875) 367,477	(17,898) 52,199	(510,977) 315,278
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	(44) X	(55.6) 43.5	(907,034) 718,460	(13,023) 0	(894,011) 718,460
	研 究 部 (課) 長	(1,020) 8	(50.5) 45.6	(733,931) 578,609	(19,835) 50,054	(714,096) 528,555
	研 究 室 (係) 長	(918) 6	(47.0) 40.0	(605,447) 441,618	(33,165) 65,012	(572,282) 376,606
	主 任 研 究 員	(1,732) -	(44.7) -	(552,280) -	(48,838) -	(503,442) -
	研 究 員	(2,720) 23	(37.3) 37.9	(441,977) 362,027	(53,603) 33,006	(388,374) 329,021
	研 究 補 助 員	(317) 7	(39.2) 48.1	(425,179) 327,169	(37,766) 7,746	(387,413) 319,423

(注) 1 () 内は、人事院が調査した全国数値である。

2 Xは、調査実員数が2人以下を示す。

備 考

業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
電話交換手については、見習、外国語の電話交換手を除く。

構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)

2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長

構成員 3 人以上の室(係)の長

下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)

職 種 名		調査実人員	平均年齢	令和8年4月分平均支給額		
				きまって支給する給与		(A) - (B)
				(A)	うち時間外手当 (B)	
医療関係職種	病 院 長	人 (59) -	歳 (64.2) -	円 (1,724,655) -	円 (76,624) -	円 (1,648,031) -
	副 院 長	(222) 9	(58.7) 59.9	(1,631,301) 1,164,951	(155,140) 0	(1,476,161) 1,164,951
	医 科 長	(776) 20	(53.2) 58.1	(1,454,908) 678,064	(188,815) 17,400	(1,266,093) 660,664
	医 師	(1,605) 37	(42.1) 47.0	(1,108,920) 585,448	(176,840) 46,071	(932,080) 539,377
	歯 科 医 師	(89) 13	(46.3) 41.1	(918,798) 497,227	(60,122) 50,250	(858,676) 446,977
	薬 局 長	(182) 8	(52.1) 55.5	(546,627) 555,623	(35,179) 19,233	(511,448) 536,390
	薬 剤 師	(1,584) 33	(38.6) 41.4	(418,931) 432,590	(44,243) 42,524	(374,688) 390,066
	診療放射線技師	(1,988) 31	(39.3) 47.0	(409,241) 428,304	(40,101) 29,220	(369,140) 399,084
	臨床検査技師	(2,097) 29	(40.6) 46.5	(386,995) 431,378	(34,449) 46,858	(352,546) 384,520
	栄 養 士	(1,399) 28	(37.0) 44.7	(314,068) 292,750	(20,683) 12,694	(293,385) 280,056
	理 学 療 法 士	(3,556) 34	(34.3) 42.0	(330,413) 347,959	(18,372) 16,438	(312,041) 331,521
	作 業 療 法 士	(2,456) 31	(34.8) 36.2	(316,209) 288,993	(12,807) 4,781	(303,402) 284,212
	総 看 護 師 長	(259) 7	(55.6) 60.0	(566,250) 456,145	(15,281) 8,279	(550,969) 447,866
	看 護 師 長	(2,925) 52	(49.2) 50.0	(477,177) 402,945	(45,970) 21,377	(431,207) 381,568
	看 護 師	(8,527) 108	(39.9) 40.7	(404,673) 359,349	(45,144) 22,988	(359,529) 336,361
	准 看 護 師	(1,940) 44	(47.7) 51.1	(323,463) 323,916	(35,813) 27,638	(287,650) 296,278

(注) () 内は、人事院が調査した全国数値である。

備 考
部下に医師又は歯科医師 5 人以上
上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
部下に医師又は歯科医師 1 人以上
部下に薬剤師 2 人以上
部下に看護師長 5 人以上
部下に看護師又は准看護師 5 人以上

第17表

公民給与の比較における対応関係

職 員	民 間 事 業 所	
行政職給料表	企業規模 500人以上	企業規模 100人以上500人未満
10級及び9級	支店長、工場長、部長、部次長	
8級	課長	支店長、工場長、部長、部次長
7級		
6級	課長代理	課長
5級		
4級	係長	課長代理
3級		係長
2級	主任	主任
1級	係員	係員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

第18表

職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

職 種	学 歴	企 業 規 模		
		規模計	500人以上	100人以上 500人未満
新 卒 事 務 員	大 学 卒	円 240,444	円 242,683	円 222,100
	短 大 卒	212,732	217,000	X
	高 校 卒	198,552	199,163	197,827
新 卒 技 術 者	大 学 卒	255,612	272,640	X
	短 大 卒	215,958	X	X
	高 校 卒	206,293	209,193	202,407
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	245,421	250,448	224,214
	短 大 卒	214,942	220,685	209,910
	高 校 卒	203,214	205,331	200,511

(注) Xは、採用人数が2人以下である。

第19表

民間における初任給の改定状況

項目 学歴 / 企業規模		採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			初任給の改定状況			
			増額	据置き	減額	
大学卒	規模計	% 21.3	% 73.6	% 26.4	% 0.0	% 78.7
	500人以上	36.3	63.2	36.8	0.0	63.7
	100人以上 500人未満	10.4	100.0	0.0	0.0	89.6
高校卒	規模計	25.8	87.9	12.1	0.0	74.2
	500人以上	33.0	85.2	14.8	0.0	67.0
	100人以上 500人未満	20.6	91.1	8.9	0.0	79.4

(注) 初任給の改定状況欄は、採用がある事業所を100とした割合である。

第20表

民間における住居手当の支給状況

支 給 の 有 無	割 合
支 給 す る	50.2%
支 給 し な い	49.8%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の中位階層	27,000円以上 28,000円未満

第21表

民間における国内異動に係る手当等の支給状況

1 転勤をした者に対する手当等の支給状況

転勤に伴い 手当等を支給 する	支給方法		転勤に伴い 手当等を支給 しない
	一時金	一時金以外	
%	%	%	%
91.4	71.8	51.5	8.6

(注) 1 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含まない。

2 支給方法は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である（複数回答）。

2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況

帰宅費用を 支給する	年間支給回数						帰宅費用を 支給しない
	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
%	%	%	%	%	%	回	%
73.7	(9.4)	(43.8)	(4.8)	(33.4)	(8.6)	17.3	26.3

(注) 1 帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である。

2 年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、（ ）内は当該事業所を100とした割合である。

第22表

民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

部長級（非役員）		課 長 級		係 員	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
%	%	%	%	%	%
56.5	43.5	56.8	43.2	58.4	41.6

3 生計費及び労働経済指標関係

令和8年4月の標準生計費算定方法の概要

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和8年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 ----- 食料

住居関係費 ----- 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 ----- 被服及び履物

雑費Ⅰ ----- 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ ----- その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

2 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査（勤労者世帯）における令和8年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの。以下「平均4人値」という。）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

1人世帯については、全国の標準生計費「1人世帯」に、本県の平均4人値を全国の平均4人値で除して得た値を乗じて算定した。

（注） 全国の標準生計費「1人世帯」とは、令和6年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費動向の変動分を反映して、令和8年4月の費目別標準生計費を算定したものである。

3 算定結果

算定結果は、第23表に示すとおりである。

第23表

盛岡市における費目別、世帯人員別標準生計費

(単位：円)

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	29,620	53,070	65,660	78,250	90,840
住居関係費	44,190	57,240	49,370	41,500	33,620
被服・履物費	3,440	3,810	5,310	6,820	8,330
雑費Ⅰ	33,280	41,660	57,740	73,810	89,890
雑費Ⅱ	18,130	34,960	40,870	46,780	52,690
計	128,660	190,740	218,950	247,160	275,370

参考 1

盛岡市における 1 人世帯の標準生計費の全国との比較

(単位：円)

区分	盛岡市		全国	
食料費	29,620	(100.8)	29,380	(100.0)
住居関係費	44,190	(85.8)	51,480	(100.0)
被服・履物費	3,440	(74.1)	4,640	(100.0)
雑費Ⅰ	33,280	(109.5)	30,390	(100.0)
雑費Ⅱ	18,130	(173.7)	10,440	(100.0)
計	128,660	(101.8)	126,330	(100.0)

(注) () 内は、全国を100として計算した指数である。

参考 2

費目別、世帯人員別生計費換算乗数

世帯人員 費目	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	0.529	0.655	0.781	0.906
住居関係費	1.020	0.880	0.740	0.599
被服・履物費	0.380	0.531	0.681	0.832
雑費Ⅰ	0.251	0.348	0.444	0.541
雑費Ⅱ	0.363	0.424	0.485	0.547

(注) この換算乗数は、令和 7 年 1 月～12 月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ 4 人世帯の費目別平均支出金額で除した値を小数点以下第 3 位まで示したものである。

第24表

労働経

項目					年月	令和 7 年			
						4 月	5 月	6 月	7 月
賃金労働時間（厚生労働省毎月勤労統計調査）	きまって支給する給与	全国	調査産業計(30人以上規模)	金額(円)	323,962	321,399	324,349	324,962	
				前年同月比(%)	2.3	2.0	2.3	2.4	
			うち所定内給与	金額(円)	298,405	296,908	299,777	299,529	
				前年同月比(%)	2.4	2.1	2.4	2.3	
			うち所定外給与	金額(円)	25,557	24,491	24,572	25,433	
				前年同月比(%)	1.4	1.2	1.1	3.4	
	岩手県	調査産業計(30人以上規模)	金額(円)	268,228	266,161	267,392	267,315		
			前年同月比(%)	3.0	2.7	1.8	1.6		
		うち所定内給与	金額(円)	246,695	245,953	247,163	247,437		
			前年同月比(%)	2.3	2.4	1.4	1.6		
		うち所定外給与	金額(円)	21,533	20,208	20,229	19,878		
			前年同月比(%)	10.9	6.4	6.2	0.9		
労働時間	全国	総労働時間数(30人以上規模)	時間数(時間)	145.4	140.5	145.2	148.8		
		うち所定外労働時間数	時間数(時間)	12.0	11.3	11.3	11.6		
	岩手県	総労働時間数(30人以上規模)	時間数(時間)	150.7	145.2	150.7	151.7		
		うち所定外労働時間数	時間数(時間)	10.9	10.5	10.2	10.3		
生計費	消費支出(二人以上の世帯のうち勤労者世帯) (総務省家計調査)	全国	金額(円)	363,182	351,466	323,202	338,900		
			前年同月比(%)	5.3	10.3	7.7	8.4		
		東京都区部	金額(円)	400,350	410,318	353,859	376,706		
			前年同月比(%)	△ 4.8	△ 3.8	3.4	△ 0.9		
		盛岡市	金額(円)	334,354	292,091	258,173	398,749		
			前年同月比(%)	23.5	4.9	△ 32.0	39.5		
物価	消費者物価指数 (総務省)	全国	前年同月比(%)	3.6	3.5	3.3	3.1		
		東京都区部	前年同月比(%)	3.4	3.4	3.1	2.9		
		盛岡市	前年同月比(%)	3.4	3.3	3.3	3.1		
	国内企業物価指数(日本銀行)			前年同月比(%)	4.1	3.1	2.8	2.5	
雇用	常用雇用指数(調査産業計) (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全国	前年同月比(%)	1.1	1.1	1.0	1.0		
		岩手県	前年同月比(%)	0.4	0.0	△ 0.6	△ 0.5		
	完全失業率(総務省労働力調査)			比率(%)	2.5	2.5	2.5	2.4	
	有効求人倍率 (厚生労働省)	全国	倍率(倍)	1.25	1.23	1.22	1.22		
		岩手県	倍率(倍)	1.18	1.17	1.17	1.14		

(注) 1 「消費者物価指数」は令和7年基準、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」は令和2年基準
2 「完全失業率」及び「有効求人倍率」は季節調整値である。

済 指 標

8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	令和 8 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
322, 452 2. 1	323, 860 2. 3	328, 155 2. 9	326, 666 2. 1	327, 349 2. 3	324, 326 3. 3	325, 671 3. 9	329, 333 4. 0	336, 689 3. 9	332, 509 3. 5	336, 400 3. 7
297, 808 2. 2	299, 570 2. 4	301, 952 2. 8	300, 261 2. 2	301, 411 2. 4	299, 243 3. 2	300, 032 3. 8	303, 269 3. 9	309, 459 3. 7	306, 951 3. 4	310, 738 3. 7
24, 644 0. 5	24, 290 1. 2	26, 203 2. 9	26, 405 1. 5	25, 938 1. 3	25, 083 3. 8	25, 639 4. 9	26, 064 5. 3	27, 230 6. 5	25, 558 4. 4	25, 662 4. 4
263, 646 1. 2	269, 470 4. 4	269, 253 2. 6	272, 908 4. 6	274, 104 3. 4	269, 318 4. 7	268, 548 4. 7	271, 891 2. 7	277, 019 3. 3	275, 461 3. 5	275, 158 2. 9
243, 132 1. 5	248, 366 3. 6	247, 487 2. 0	249, 522 3. 5	250, 345 2. 2	245, 436 3. 2	244, 128 3. 5	247, 441 2. 1	252, 456 2. 3	252, 055 2. 5	252, 517 2. 2
20, 514 △ 2. 7	21, 104 13. 8	21, 766 9. 9	23, 386 17. 5	23, 759 16. 9	23, 882 23. 3	24, 420 19. 2	24, 450 8. 6	24, 563 14. 1	23, 406 15. 8	22, 641 11. 9
135. 2	139. 9	147. 7	140. 8	140. 4	135. 3	134. 9	140. 1	146. 8	135. 2	145. 4
10. 6	11. 4	12. 1	11. 8	11. 6	11. 3	11. 4	12. 0	12. 2	11. 1	11. 5
138. 0	145. 0	150. 9	143. 8	145. 8	136. 3	137. 8	144. 5	149. 0	137. 0	150. 1
10. 1	10. 0	10. 0	11. 1	11. 1	9. 8	10. 3	10. 8	10. 5	10. 0	10. 1
347, 325 9. 0	339, 762 10. 2	338, 977 3. 5	350, 349 10. 7	374, 127 △ 1. 3	334, 790 1. 0	319, 797 1. 9	374, 892 △ 2. 1	364, 781 0. 4	353, 443 0. 6	310, 420 △ 4. 0
430, 014 10. 1	396, 175 12. 9	417, 374 27. 7	372, 940 △ 0. 4	431, 443 9. 2	399, 662 2. 7	374, 646 12. 7	473, 583 1. 9	487, 501 21. 8	455, 542 11. 0	437, 483 23. 6
301, 784 △ 21. 2	366, 592 21. 9	354, 230 11. 4	410, 315 2. 1	489, 048 25. 7	326, 249 3. 2	287, 594 △ 0. 3	373, 489 △ 3. 4	401, 229 20. 0	325, 821 11. 5	332, 833 28. 9
2. 7	2. 9	3. 0	2. 9	2. 1	1. 5	1. 3	1. 5	1. 4	1. 5	1. 6
2. 5	2. 5	2. 7	2. 7	2. 0	1. 6	1. 6	1. 5	1. 4	1. 3	1. 6
2. 7	3. 6	3. 7	3. 8	3. 3	2. 4	2. 4	3. 0	2. 6	2. 6	2. 7
2. 7	2. 8	2. 8	2. 8	2. 5	2. 5	2. 2	3. 0	5. 5	6. 8	7. 4
0. 9	0. 9	0. 7	0. 9	0. 8	0. 8	0. 8	0. 8	0. 6	0. 5	0. 5
△ 1. 5	△ 2. 1	△ 1. 5	△ 1. 3	△ 1. 9	△ 2. 3	△ 3. 0	△ 1. 4	△ 2. 4	△ 0. 3	△ 1. 0
2. 6	2. 6	2. 6	2. 6	2. 6	2. 7	2. 6	2. 7	2. 5	2. 5	2. 5
1. 21	1. 20	1. 19	1. 19	1. 20	1. 18	1. 19	1. 18	1. 18	1. 17	1. 18
1. 11	1. 10	1. 09	1. 08	1. 08	1. 10	1. 12	1. 10	1. 10	1. 11	1. 12

準である。